

大切な人をまもるため、
いま、できること

家で過ごそう

佐賀県の緊急事態措置について

期 間 令和2年5月6日（水・祝）まで
対象区域 佐賀県全域

主な措置内容は、次のとおりです。
皆さまのご理解、ご協力をよろしくお願いします。

県民の皆様へ

外出自粛を要請します

不要不急の外出を避け、基本的には家で過ごしていただきたい

例外 最小限の外出 → この場合、3密を必ず避ける

日常生活の維持のため

食料品等の
買い物

通院

通勤

ジョギング

コイン
ランドリー

理美容

最大限減らす努力
(テレワーク・時差出勤・
自転車通勤等)

外食

ごみ出し

銀行、
郵便局

散歩

事業者の皆様へ

休業を要請します

対象

佐賀県の実情に応じた業種

休業要請を行う業種

時間短縮営業を要請する業種

これらが「支援金」の交付対象

※「休業要請を行わない業種」（支援金の対象外）もあります。

期間

4月22日（水曜日）～5月6日（水曜日）

＜最重点＞県（特に福岡県）を越えての人の流れを止める

パチンコ



道の駅（物販・飲食）



キャンプ場



休業要請

スポーツクラブ



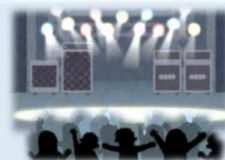
スーパー銭湯、日帰り温泉



など

3密が起きやすい場所

ライブハウス



映画館



カラオケ



休業要請

囲碁・将棋クラブ



バー、スナック、クラブ、キャバレー



など

特に夜の外出を自粛する

営業時間の短縮要請

夜8時から翌朝5時までの間の営業休止を要請

飲食店



料理店



喫茶店



居酒屋



など

休業要請を行わない

家で過ごしてもらうため

レンタルDVD



本屋、古本屋



など

日常生活を維持するため

スーパー、デパート、コンビニ、ホームセンター等



クリーニング店



理美容店



など

「佐賀型 店舗休業支援金」

佐賀県の休業要請対象者が県からの休業要請等に応じ、休業又は夜20時から朝5時までの営業を休止した場合に、事業者には支援金を交付します。

1店舗ごと
何店舗でも

15万円

佐賀県は、事業者ごと
ではありません！

家賃や人件費など
何にでも使えます。

事業者への休業要請等に関する相談は下記の一般電話相談窓口で対応します

佐賀県新型コロナウイルス感染症一般電話相談窓口（コールセンター）

電話番号 0952-25-7485

FAX 番号 0952-25-7263

受付時間 8時30分～21時（土日・祝日も実施）